年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

山口国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 2 月までの期間及び 49 年 8 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年2月まで

② 昭和49年8月から50年3月まで

私は、満20歳のときは大学生であったが、国民年金保険料の集金人に勧められ、亡くなった私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、毎月だったか、2か月ごとだったかなどは覚えていないものの、定期的に自宅へ集金人が来て、母親が私の保険料を納付したと聞いている。両親は亡くなり、領収書も無く、納付したことを証明するものは無いが、私自身、集金人の姿と玄関で保険料を支払う母親の姿を何度も見ているので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「私が 20 歳になった昭和 46 年頃に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を定期的に集金人に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続は、昭和 50 年 5 月末頃に行われ、申立人が 20 歳に到達する 46 年*月*日(現在は、昭和 48 年 10 月 1 日に変更)に遡って国民年金の被保険者資格を取得していると推認できることから、申立人が主張する加入手続を行った時期と相違しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間①及び②の保険料は、現年度納付を行うことはできず、申立期間①及び②の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付を行う

こととなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人はA市の実家に住んでいたところ、A市の集金人は、現年度保険料しか取り扱っておらず、特例納付及び過年度納付に係る保険料の徴収は行っていないことから、申立期間①及び②の保険料を集金人に納付することはできない。

加えて、申立人は国民年金の被保険者資格の取得及び保険料納付について 直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①及び②に 係る保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に死亡しており、納付 状況について確認することができない上、申立人の姉も「母親から申立人の 保険料を納付しているとは聞いたことはあるものの、具体的なことは承知し ていない。」と供述している。

このほか、申立人の母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年11月まで

私は、A社を退職後、B町役場(現在は、C市役所B総合支所)のD係でパートタイマーとして勤務し、国民年金に加入して保険料を納付していたはずなのに、申立期間の保険料の納付が確認できなかったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「B町役場のD係でパートタイマーとして 勤務し、国民年金に加入して保険料を納付した。」と主張しているところ、 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びE町が 保管する申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人がB町から転居した後 のE町において、昭和50年12月23日に国民年金の任意加入被保険者として 払い出されたことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間 であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付するには、申立人に別の手帳記号番号の払 出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことを うかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人がB町役場のD係でパートタイマーとして勤務していたことについて、C市は、「共済組合及び厚生年金保険の加入も調べてみたが、申立人が加入していた記録は見当たらない。」と回答している。

加えて、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月23日から20年4月1日まで 私は、昭和18年7月15日にA社(現在は、B社)に入社し、同日に、 陸軍の船舶司令部に配属され、陸軍徴用船のC丸に機関員として乗り込ん だ。C丸は、D地からE地に向けての航行中に空襲により被害を受け、D 地に引き返して修理をしていたところ、19年*月*日に連合軍の空爆を受 け沈没した。私は、同日にF船舶司令部に配属された後は、部隊を転属し、 21年3月に引揚船で日本に帰還した。

申立期間も船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生労働省社会・援護局が発行した履歴書によると、乙船員 (陸軍から給与が支給されるのではなく、船舶所有者から給与が支給される 船員)として、昭和 18 年 7 月 15 日に陸軍に徴用され、同日、C丸に機関員 見習として乗船した後、19 年 2 月 22 日にF船舶司令部に配属となり、21 年 3 月 26 日に徴用解除との記載があることから、18 年 7 月 15 日から 19 年 2 月 22 日まで、C丸に機関員見習として乗船していたことが確認できる。

しかしながら、戦時加算該当船舶名簿によると、C丸の加算区域航行期間欄に「自 16 年 12 月 8 日至 19 年 2 月 22 日」、備考欄に沈没を意味する「沈」の記載があることから判断すると、当該船舶は 19 年 2 月 22 日に沈没したことが確認できる上、船舶運営会の管理下にあったC丸に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人のほか船長を含む船員 53 人が、同日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の勤務状況について、「D港でC丸を修理中、昭和19年2月22日に連合軍の空爆により船が沈没したため、上陸し同

日に陸軍船舶司令部に配属され、陣地の構築を行った。」と述べており、申立期間においては乗船していなかったと主張しているところ、船員保険法の規定により予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)を船員保険の被保険者とすることになったのは、昭和20年4月以降であることから、申立期間は、制度上、予備船員が船員保険の被保険者となることができない。

さらに、船舶運営会に関する資料は保存されていない上、B社は、「申立期間当時は、船舶運営会が船舶及び船員の管理を行っていたため、当社では、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。」と回答している。

加えて、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。